

地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令要綱

第一 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）について、所要の規定の整備を行うこと。

第二 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）について、所要の規定の整備を行うこと。

第三 この政令は、平成二十八年四月一日から施行し、一部の規定は、平成二十七年十月一日から適用するものとする。 （附則関係）

